

第2次五泉市子ども読書 活動推進計画 (2018~2024)



五泉市教育委員会

はじめに

読書活動は子どもの「こころ」の成長にとって大切な要素の一つです。本の世界を楽しむなかで、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身につけることができます。

しかし、子どもの生活調査によれば、メディアの利用等に多くの時間が費やされ、読書の時間が減少しているのが実情です。この状況では、子どもの読書離れが進行し、その影響が懸念されます。子どもの頃に本を読む楽しさを知り、本に親しむことがその後の生涯にわたる読書習慣の基礎となり宝物となります。より広い世界を知り、自ら考え、判断し、表現し、さまざまな問題を解決していくことが求められる中学生・高校生時代は、さらに読書が必要になります。

そのため、平成 25 年に「五泉市子ども読書活動推進計画」を策定し、将来を担う子どもたちのために家庭や地域、保育園・幼稚園、学校、図書館等関係機関が連携しながら、子どもを読書に誘う働きかけを行ってきました。特に学校派遣司書事業においては、学校図書館の活性化が図られたのは元より、それに関連して市立図書館の児童書の動きも活発になっています。

このたび、これまでの 5 年間における取組などを検証し、この計画をさらに充実・発展させるため、毎月 23 日を『ごせん家読（うちどく）の日』として家族で本に親しむ日を推奨するとともに数値目標などを定めて、「第 2 次五泉市子ども読書活動推進計画」を策定いたしました。第 2 次計画では、読書活動の取組を市全体で総合的・計画的に行うことにより、子ども自らが、いつでもどこでも進んで読書に親しむことができるよう具体的な方策を示しています。

本計画の策定にあたり、ご尽力をいただいた策定委員の皆様をはじめ、ご助言ご指導をいただきました関係者の皆様、アンケートにご協力いただいた市内小中学校の児童、生徒、保護者の皆様、並びに幼稚園、保育園の保護者の皆様に深く感謝申し上げます。

平成 30 年 3 月

五泉市教育委員会教育長 井上幸直

目 次

第1章 第2次五泉市子ども読書活動推進計画の策定にあたって	
1 計画の趣旨	1
2 計画の位置付け	2
3 計画の基本方針	3
4 計画の対象・期間	3
5 計画の策定体制	3
6 子どもの読書に関するアンケート結果（平成28年2月アンケート一部抜粋）	4
第2章 子どもの読書活動を推進するための方策	
1 家庭における読書環境づくり 第1次の成果・課題と第2次計画の施策	7
2 地域における読書環境づくり 第1次の成果・課題と第2次計画の施策	9
3 保育園・幼稚園における読書環境づくり 第1次の成果・課題と第2次計画の施策	12
4 学校における読書環境づくり 第1次の成果・課題と第2次計画の施策	13
5 市立図書館における読書環境づくり 第1次の成果・課題と第2次計画の施策	16
6 各年齢層に沿った読書環境づくりと取組の目安	19
◆計画の体系	20
第3章 数値目標	21
●用語説明（文中の＊）	22
●参考資料	
・ 子どもの読書活動の推進に関する法律	24
・ 文字・活字文化振興法	27
・ 五泉市子ども読書活動推進計画策定委員会設置要綱	30
・ 五泉市子ども読書活動推進計画策定委員会委員等名簿	31
・ 五泉市内読書ボランティア活動状況	32

第1章 第2次五泉市子ども読書活動推進計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

平成13年12月に公布・施行された「子どもの読書活動の推進に関する法律」は、子どもの読書活動の意義に続けて、「すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない」（第2条）と、基本理念を示しています。

国は、この法律により、平成14年8月に第1次基本計画を定め、平成20年3月には第2次基本計画を策定しましたが、諸情勢の変化を検証した上で、平成25年5月に「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（第三次）」を策定しました。

五泉市では、平成25年3月に「五泉市子ども読書活動推進計画」（以下「第1次計画」という。）を策定し、5年間にわたり様々な取組を実施してきました。

市内の保育園・幼稚園・小学校1～3年生の保護者、小学校4～6年生、中学校1～3年生を対象とした子どもの読書についてのアンケート（平成28年2月五泉市立図書館調査）結果によると、1か月に1冊も本を読まない子どもの割合が、小学校4～6年生では回答者の3.7%に対し、中学校1～3年生では18.6%となっており、学年が上がるにつれて、本を読まない子どもの割合が増加しています。平成28年度文部科学省委託調査「子供の読書活動の推進等に関する調査研究報告書」による不読率（1か月間に1冊も本を読まなかった『不読者』の割合）が小学校5年生は8.0%、中学校2年生が18.9%となっています。それと比較すると、市内の小学校4～6年生は、全国の子どもより本を読んでいることになり、中学校1～3年生は全国とほぼ同じ傾向であることが分かります。

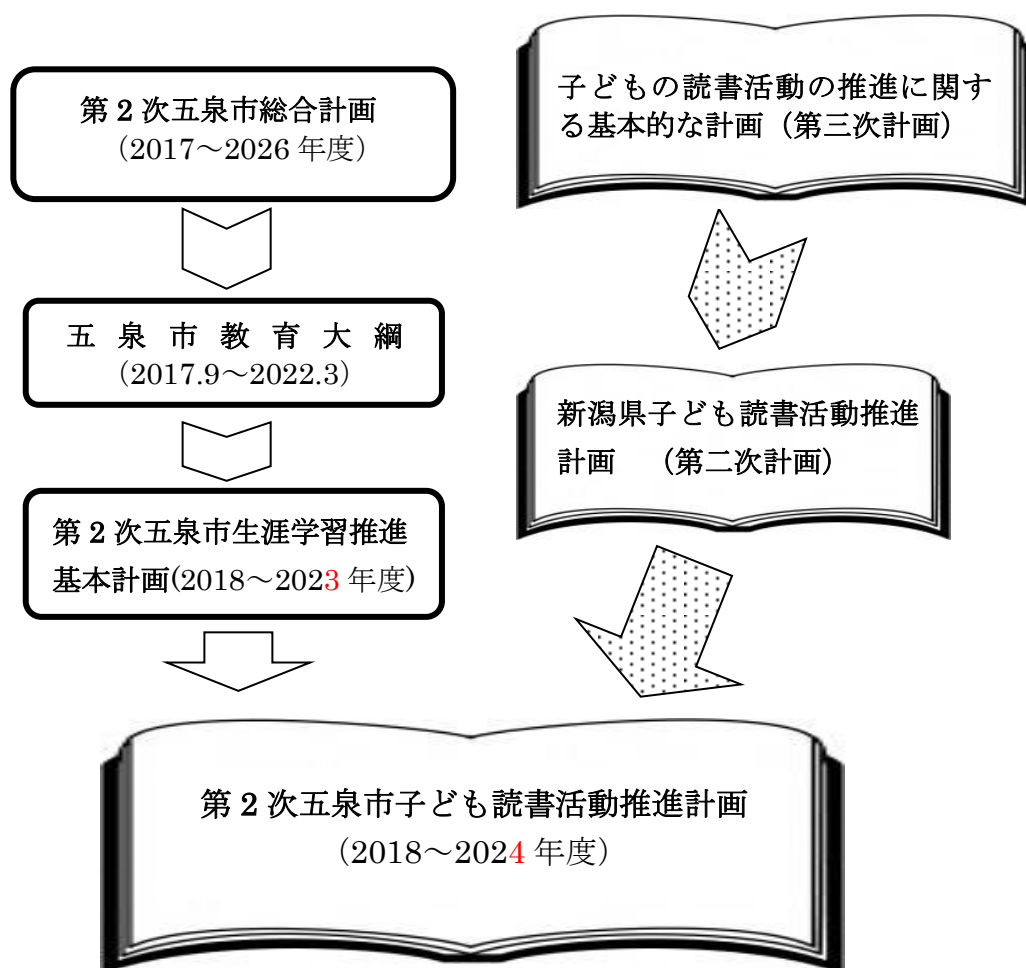
このことより、幼児期から小学生までに育まれた読書習慣を、中学生・高校生になっても継続していけるよう、家庭、地域、保育園・幼稚園、学校、図書館等が、相互に連携を図りながら協力し、社会全体で読書活動を推進する必要があります。

第1次計画では、学校派遣司書事業で、市立図書館（以下「図書館」という。）から市内小中学校に司書を派遣し、学校図書館の活動を支援してきました。そこでは、子どもに合ったテーマコーナー作りをしたり、「読み聞かせ」「ブックトーク」をしたりすることで、本と子どもをつなぐ架け橋となってきました。また、読書ボランティア等の協力を得て実施しているおはなし会*などを通して、子どもの読書活動を推進してきました。これからも、さらによりよい子どもの読書環境づくりに努めなければなりません。同計画が平成29年度に最終年度を迎えることから、子どもの読書活動をさらに推進するため、第1次計画の基本的考えを継承するとともに、これまでの取組の成果と課題を整理し、「第2次五泉市子ども読書活動推進計画」を策定するものです。

*印の用語については、P22・23に説明を記載

2 計画の位置付け

本計画は、国の「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」及び新潟県の「新潟県子ども読書活動推進計画」の内容をふまえています。また、「五泉市総合計画」及び「五泉市教育大綱」を上位計画とし、市内の子どもの読書活動に関わる施策分野別計画として位置付けるものです。



3 計画の基本方針

子どもが、自ら進んで読書に親しむことができるようになるためには、様々な立場で子どもに関わる大人の支援と、そのための連携・協力が必要です。

第1次計画に基づき平成25年度～平成29年度に実施した施策の成果と課題及び情勢の変化等を踏まえ、次の基本方針により子どもの読書活動の推進に取り組んでいきます。

(1) 子どもが読書に親しむ機会の提供

子どもが積極的に読書する意欲を高め、生涯にわたって本に親しむ習慣を身に付けるためには、子どもの発達段階に応じ、読書の楽しさを知るきっかけとして、読書を生活に活かす方法を学ぶ機会を持つことが重要です。

家庭、地域、保育園・幼稚園、学校、図書館がそれぞれの役割を認識し、それぞれの立場で行っている活動や事業を充実させ、子どもが読書に親しむ機会を積極的に提供します。

(2) 子どもの読書環境の整備・充実

子どもがたくさんの本と出会い、読書の幅を広げ、読書体験を深めるためには、子どもが興味を持ち感動する本を身近に整えることが重要です。

子どもがいつでもどこでも読書ができるよう、図書館や学校図書館等の施設において、資料や設備、制度の充実を図ります。

(3) 子どもの読書活動を進めるための連携・協力

近年の情報化社会の進展により、子どもの興味や関心を引くものが多い中、読書への関心を深めるためには、子どもを取り巻く社会の様々な方向から読書推進をアプローチしていくことが重要です。

子どもの読書活動に関わる保育園・幼稚園、学校、図書館、行政の関係機関、ボランティアなどが緊密な連携を図り、相互に協力して社会全体で子どもの読書活動を推進します。

4 計画の対象・期間

〈対象〉 おおむね0歳から18歳までの子どもとします。

また、子どもの読書活動の推進に関わる保護者、ボランティア、教職員、行政担当者などを対象とします。

〈期間〉 2018年4月から2025年3月までの7年間とします。なお、社会状況などに大きな変化が生じた場合には、必要に応じて見直しを行います。

5 計画の策定体制

本計画は、子どもの読書に関わる団体等から推薦された委員で構成する「子ども読書活動推進計画策定委員会」において策定しました。

6 子どもの読書に関するアンケート結果

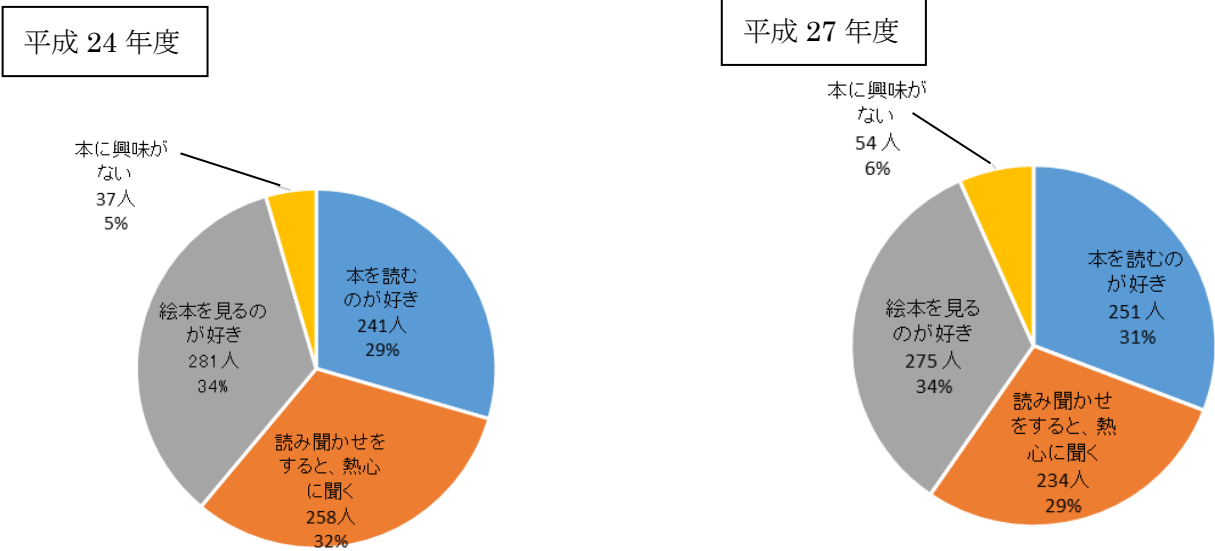
(平成24年度と平成27年度に実施したものの中から一部抜粋)

第1次の計画策定にあたって平成24年度にアンケートを実施しました。

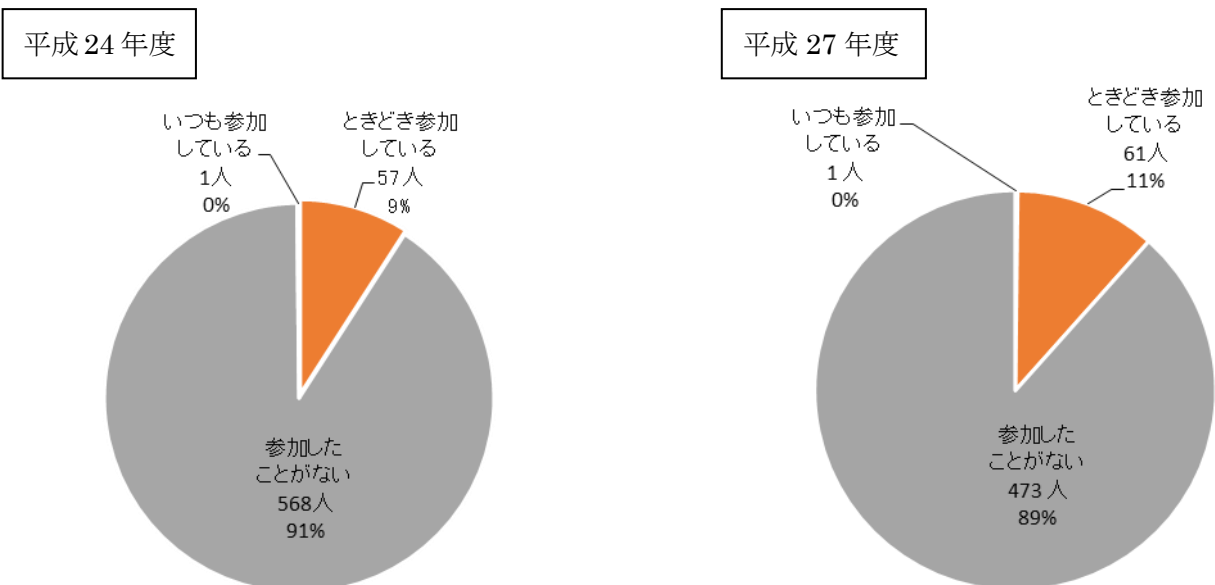
さらに平成27年度は計画の中間年にあたり、現状把握のため前回と同様の条件でアンケートを実施しました。本計画についても計画の進捗状況、ならびに手立ての有効性の把握のため、期間中にアンケートを実施する予定です。

【対象：保育園・幼稚園・小学校1～3年生の保護者が対象】

質問：お子さんは、本が好きですか。

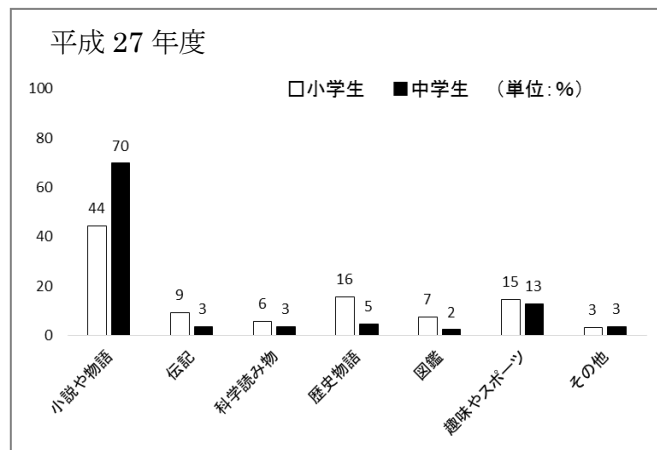
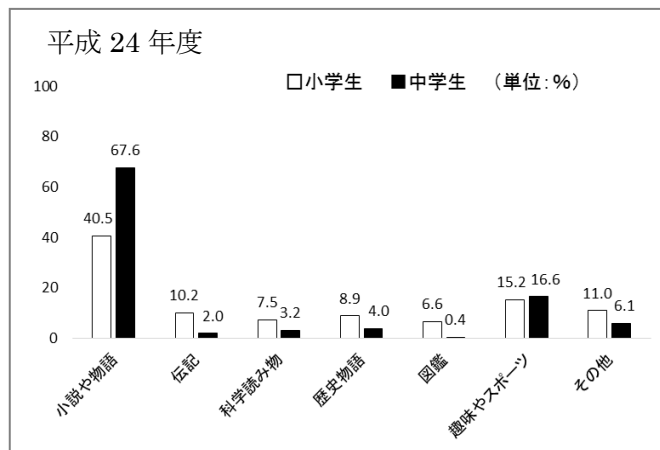


質問：お子さんと一緒に、図書館の行事に参加したことがありますか。

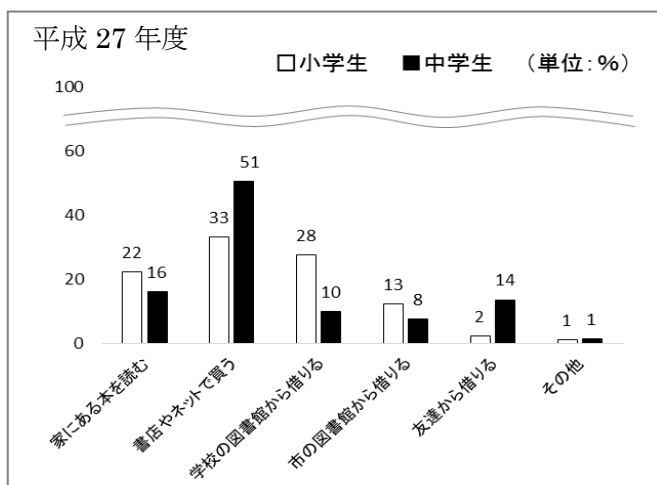
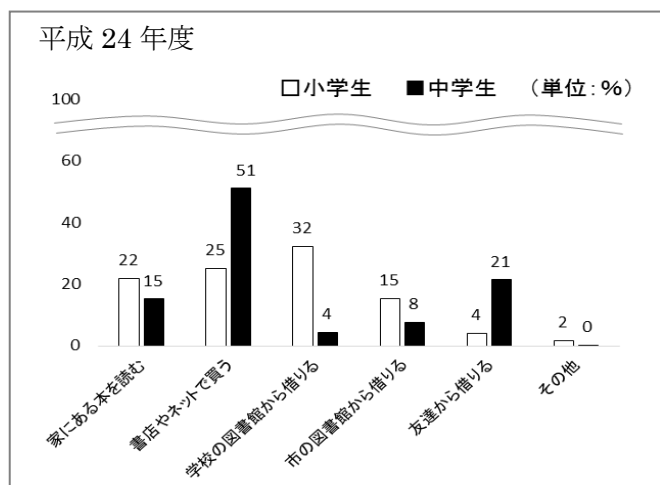


【 対象：小学校 4 年生～6 年生・中学校 1 年生～3 年生が対象 】

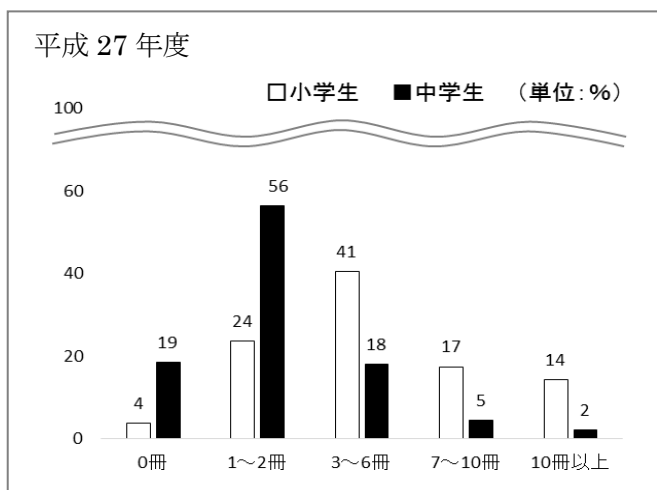
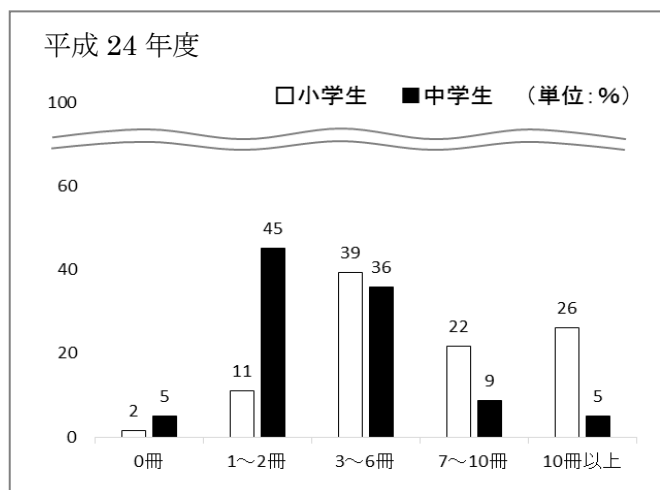
質問：どんな本を読んでいますか。



質問：あなたは読みたいと思う本をどのようにして手に入れていますか。



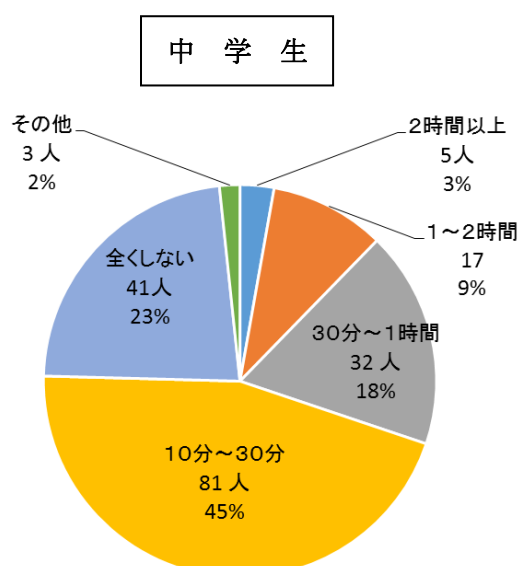
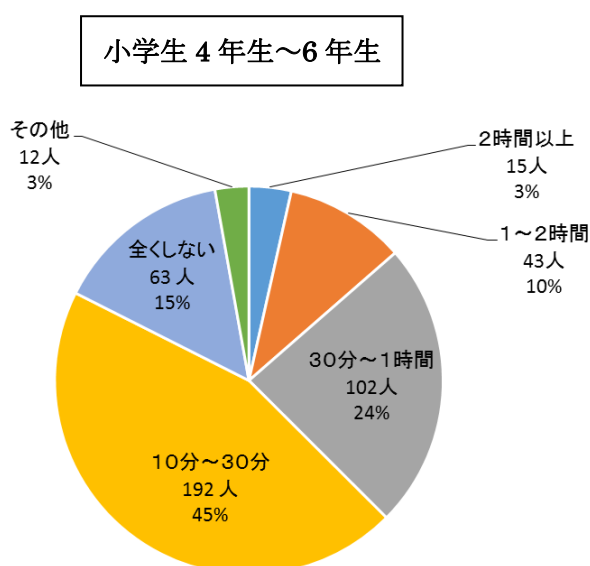
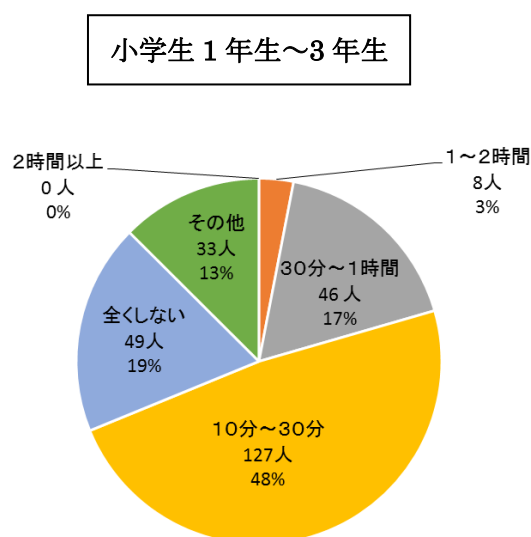
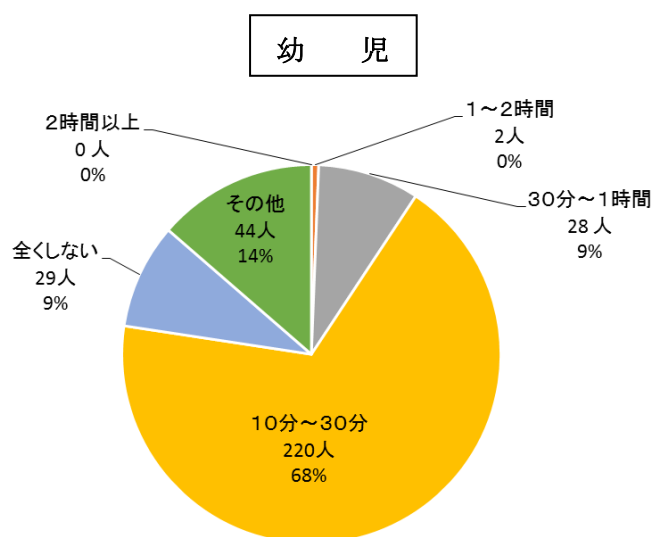
質問：1ヶ月に何冊くらいの本を読みますか。



【 数値目標の基になるアンケート結果（平成27年度のアンケートから一部抜粋） 】

質問： 普段1日当たりどのくらいの時間、本を読んでいますか。

（園や学校の一斉読書活動を除く平日の読書時間）



第2章 子どもの読書活動を推進するための方策

1 家庭における読書環境づくり

【これまでの取組・成果・課題】

子どもの読書習慣は日常の生活を通して形成されることが大きいため、生活の基盤となる家庭の役割が大変重要になります。第1次計画では、家庭での読書環境づくりのための効果的な取組を提案し、支援を行ってきました。

中でも、ブックスタート事業*は大変有効であり、成果も大きかったと考えています。市内の10か月の赤ちゃんとそのすべての保護者に、本と向き合ってもらえる機会を提供できたことは意義がありました。

図書館で実施した読書アンケート結果では、90%近い保護者が本を読むことの必要性を感じています。しかし、おはなし会の参加者数、読み聞かせ講座等の参加者数は減少傾向にあります。子どもの読書環境は保護者からどれだけ真剣に関わってもらえるかで変わることから、各種啓発・相談事業等を今後も継続して行う必要があります。

また、年齢が上がるにつれて、読む本の冊数や図書館を利用する頻度が減少する傾向にあり、特に中学生・高校生世代において「読書離れ」が顕著になっています。しかし、心身の成長が著しく、いろいろなものに興味や関心が広がるこの世代は、読書に対する興味を持てば、さらに、生活に活かせる豊かな読書体験を積むことが期待できます。

保護者自身が読書に親しむことで、子どもの読書への関心を引き出し、そして、家族みんなで読書を楽しみ、有効に利用する環境と雰囲気、図書館や学校図書館と協力してつくり上げていくことが課題として残りました。

【第2次計画での取組】

①「家読（うちどく）の日」の設定

子どもの読書活動の重要性についての啓発を保護者に行うとともに、4月23日の「子ども読書の日」*に因んで、毎月23日を「ごせん家読（うちどく）」*の日として家族で本に親しむ日を推奨します。テレビやパソコン等を消して家族で読書を楽しむよう提案します。

②「おはなし会」への参加

読書ボランティアと協力して行われている図書館等の「おはなし会」に積極的に参加してもらえるよう学校などを通して働きかけを行います。また、絵本やわらべうたなどの紹介を行うことで、保護者に本を利用した子育てを提案していきます。

③乳幼児健診時における啓発

乳幼児健診時に、子どもの年齢にふさわしい本のリストや図書館利用案内などを積極的に紹介し、有効活用してもらおうよう保護者への働きかけを行います。

④子どもの読書に関する相談サービスの充実

図書館では、新刊や季節の本の案内、子どもの興味や年齢等に応じた読書相談や、夏休み中の自由研究等の調べ物のレファレンスサービス*等を充実させることで、家庭における読書活動を支援します。



特別版おはなし会の様子



わらべうた講座の様子

2 地域における読書環境づくり

(1) 子育て支援事業（こども課）

【これまでの取組・成果・課題】

市では、家庭での読書活動のきっかけづくりとなるよう、平成18年度から10か月児健診でブックスタート事業を実施し、子ども1人につき2冊の本をプレゼントしてきました。絵本のプレゼントや読み聞かせは、健診受診者から好評です。ブックスタート事業では図書館の利用案内やおすすめの本の紹介も行っています。

また、乳幼児健診時の聞き取り調査では、家庭で歌を聞かせる・読み聞かせをするという回答した人は、4か月児で96.9%、10か月児で96.6%、1歳6か月児で94.9%、3歳児で89.4%となりました。年齢が上がるにつれて、家庭で読み聞かせをする人の割合は減少しています。

子育て支援センター*では、イベントとして年に2回読書ボランティアによる読み聞かせ会を開催したり、毎日のわくわくタイムには、指導員が読み聞かせを実施したりしています。幼い頃から本に親しむ機会を多く持てるよう、今後も継続した取組を行う必要があります。

【第2次計画での取組】

①子どもの育児相談・セミナー等での啓発

子どもの育児相談、セミナーなどで、読書活動の重要性や楽しさを保護者に伝え、乳幼児から本に親しむ機会を取り入れるよう啓発します。

②子育て支援センターでの読み聞かせの充実

子育て支援センターを利用する保護者と子どもに、親子で気軽に本と親しむ機会を提供できるよう、指導員やボランティアによる読み聞かせ事業の充実を図ります。

③団体貸出の利用促進

図書館と連携して、健診会場となる保健センターや子育て支援センターなどに団体貸出*の本を備えるとともに、読書案内などの情報提供に努めます。

(2) 学童クラブ運営事業（こども課）

【これまでの取組・成果・課題】

子どもが図書館や学校を離れても本に触れることができる環境が大切です。その一つとして地域の学童クラブ*での読書推進環境を整えてきました。

学童クラブの各施設では、子どもから読書用の本を持参してもらい、読書をする時間を設けています。自由時間に指導員が読み聞かせを実施するほかに、定期的に読書ボランティアによる出前おはなし会*を計画してきました。さらには、学童クラブ利用児童の図書館の「おはなし会」への参加を促すことや、図書コーナーを充実させるために図書館の団体貸出を積極的に利用することなど、本に親しめる環境の整備を行

ってきました。

現在は、各学童クラブそれぞれで読書活動に取り組んでいますが、指導員の勉強会などを実施し、さらに充実したものにしていく必要があります。

今後も、家庭や図書館と連携しながら、読書の楽しさを体感させる機会を提供したり、家庭への情報発信をしたりしていきます。

【第2次計画での取組】

①読み聞かせ等の研修会の実施

指導員の読書についての研修会を実施し、子どもの本についての知識を深め、指導力の向上に努めます。

②「おはなし会」への参加

「おはなし会」など図書館行事への参加の機会を増やします。

③団体貸出の利用促進

図書コーナーを充実させるため、図書館の団体貸出の利用を積極的に行います。

(3) 寺子屋事業（生涯学習課）

【これまでの取組・成果・課題】

放課後、子どもの居場所づくりとして、市内全小学校区で週3日「寺子屋」を開設し、地域住民の協力を得ながら、基礎学力の向上と自他を大切にしようという人間関係の醸成を目的とした事業を実施しています。

寺子屋事業は、学校の空き教室を活用し実施していますが、中には図書室を活動場所として利用する場合や、読書ボランティアとして活躍されている指導者が、低学年を中心に読み聞かせを行うことがあります。

どの寺子屋教室でも工夫しながら、子どもが本に興味を持てるような環境づくりを行ってきました。

【第2次計画での取組】

①団体貸出の利用促進

図書館の団体貸出などを活用し、どの寺子屋教室でも子どもがいつでも本を手にとることができる環境づくり、子どもに本を勧める働きかけに努めます。

②読書ボランティア研修の参加推奨

寺子屋指導者から読書ボランティア養成講座を受講してもらい、読み聞かせを取り入れ、子どもたちに本の楽しさやおもしろさを伝えます。

③本の紹介

図書館と連携し、出前おはなし会などを開催します。その中で、年齢に合った子どもの興味・関心に応じた本を図書館から紹介してもらうことで、一人で、あるいは友達と一緒に読書の楽しさを味わうことを支援します。

(4) 五泉活き活き楽習達人バンク事業（生涯学習課）

【これまでの取組・成果・課題】

五泉市には、日常生活や趣味などの分野で豊かな知識・技術・経験をもって活動している指導者や団体を「達人」として登録する制度があります。そして市内小中学校に派遣する「学校支援者派遣制度」や、自ら講座のプログラムを企画し受講者を募集する「きなせや楽習大学」が活動しています。しかし、その中に読み聞かせ分野での登録がなく、また派遣の実績もありませんでした。

これは、図書館に読書ボランティア登録制度*があり、利用者にとって基本的に有料である達人バンクよりも、無料である図書館の登録制度の方が利用しやすいためだと考えられます。今後は、読書ボランティアの位置付けの明確化と充実が課題です。

【第2次計画での取組】

第1次計画に登載されているこの事業の読書ボランティアに関する内容を、図書館の読書ボランティア登録制度に統合します。図書館と協力して人材の育成を図ります。

(5) 家庭教育推進事業（生涯学習課）

【これまでの取組・成果・課題】

家庭教育は、保護者が愛情を基礎とした家族とのふれあいを通して行う教育です。その中で子どもが基本的な生活習慣・生活能力、豊かな情操、他人に対する思いやりや善悪の判断などの基本的倫理観、自立心や自制心、社会的な礼儀やマナーを身につけます。そこでは、家庭教育が重要な役割を担っています。

家庭教育学級*では、保護者が家庭で行わなければならない教育の重要なポイントを知り、その技術を習得する機会になります。その中で、読書の素晴らしさを子どもに伝える大切さや方法を学んでいく必要があります。

【第2次計画での取組】

①読書に関する講座の推奨

市内の幼稚園・保育園、小中学校で開設している家庭教育学級（全32学級）へ、読み聞かせや読書の大切さを学ぶ機会を取り入れるよう提案し、支援します。

②図書館との協力関係の構築

読書に関する講座や講師の紹介、ボランティアの育成等、図書館と協力して読書推進体制を強化します。

3 保育園・幼稚園における読書環境づくり

【これまでの取組・成果・課題】

幼児期の子どもの知的発育を促し、豊かな情操や生きる力の基礎を育むには、絵本の読み聞かせなどの読書活動が重要になります。

乳幼児期の絵本の読み聞かせや語り聞かせは豊かな語彙を育みます。子どもは身近で安心できる人からくり返し絵本を読んでもらうことで、優しい心や確かな言語感覚を自然に身に付けていくのです。また、子どもの心の発達や気持ちの変化に応じて、じっくり絵本を読んでもらうことでストーリーを想像したり、様々な思いを巡らしたりして人の話を聞く力や理解する力、考える力などが育ちます。そして、それは豊かな創造力の育成にもつながります。

保育園・幼稚園では、子どもの興味・関心に沿って季節の本、遊びの本を揃え、絵本コーナーを充実させ、本に親しめる環境づくりに努めてきました。それにより、図書コーナーに立ち寄る保護者も増えてきました。しかし、園として、図書館の団体貸出を利用するまでには至らず、本の量やバラエティーさに欠けるきらいがありました。

今後は、図書館と連携を図りながら、園だよりなどで、一層図書館の利用を促すとともに、団体貸出など園の図書コーナーの充実が必要です。また、保育士・教諭の読書についての知識や指導力の向上も欠かせない要素です。

園による読書環境の充実とともに、「読んでほしい」「読みたい」という子どもの気持ちを大切に、読書活動への積極的な取組を工夫していきたいと考えています。

【第2次計画での取組】

①図書コーナーの充実

子どもの興味・関心に沿って、自然に本を手にするような図書コーナーづくりを工夫し進めます。

②読み聞かせの実施

子どもが読書の楽しさを体感できるような絵本や紙芝居の読み聞かせを日常的に行います。

③園だより等での広報活動の充実・団体貸出利用の促進

読書体験の大切さ及び絵本の紹介を「おたより」などで家庭へ発信するとともに、本の貸出を積極的に行い、家庭での読書活動を支援します。図書館の団体貸出などのサービスを利用し、読書に親しむ機会を増やします。

④読み聞かせ等の研修への参加

保育士・教諭が絵本についての研修に参加し、子どもの本についての知識を深め、指導力の向上に努めます。

4 学校における読書環境づくり

(1) 小・中学校における読書環境づくり

【これまでの取組・成果・課題】

学校においては、朝読書*や読書週間の設定などにより、子どもに読書習慣を身につけさせる取組を行っています。また、授業との関連を図り、同じ作者の本を読み比べたり、一つのテーマについて複数の情報を収集したりするために、本を活用してきました。学校の図書だけでなく、図書館の団体貸出も利用して、授業との連携の成果を上げています。

しかし、図書館で実施した読書アンケートでは、普段一日当たりの読書時間について、小中学生の半数以上が「全くしない」または「10分～30分」と回答しています。特に、中学生では4人に1人が「全くしない」と回答しており、学校での読書習慣形成の取組が家庭生活にまで十分結びつかない傾向にあります。また、学年が上がるにつれ、学校生活の中で読書の時間を確保するのが難しくなっている現実もあり、学校における読書習慣形成の取組には、一層の工夫が必要です。

子どもが将来にわたって読書習慣を身に付けるためには、読書の機会を与えるだけでなく、子ども自身が読書の楽しさを体感することが重要です。学校では、図書館等と連携して、学校図書館の充実を図るとともに、読み聞かせやおすすめ図書リスト*の配布などにより、読書の楽しさを伝えてきました。

今後は、さらに読書を通して新しい世界を知ることや自分の考えを深めることなど、一歩進んだ読書の楽しさに気付かせ、主体的な読書活動へ導くことが求められます。

新学習指導要領では、「主体的・対話的で深い学び」を視点とした授業による子どもの資質・能力の確実な育成を求めています。読書活動においても、対話的な取組を行うことにより、子どもの本への理解がより深まり、読書への興味が高まることが期待できます。

読書習慣は学校だけの取組で身に付くものではなく、家庭との連携が必要不可欠です。昨今は保護者自身も忙しく、家族で本を読む時間を作ることはなかなか難しいのが現状ですが、子どもが読んだ本を家族の話題にするなど、子どもが家庭で読書に親しむ環境づくりに可能な範囲で努めるよう、学校から家庭への啓発を一層図っていく必要があります。

【第2次計画での取組】

①学校図書館の環境整備

児童・生徒の発達段階に応じた蔵書の充実を図ります。司書教諭や図書館教育主任を中心に、学校派遣司書*の協力も得ながら学校図書館の環境整備を進め、本を活用した授業との連携に取り組みながら、魅力的な学校図書館づくりを行います。

また、公共の本を扱うマナーについての指導も行います。

②読み聞かせの実施

保護者、ボランティア、図書館の協力を得て読み聞かせを行い、読書に興味を持つきっかけを作ります。また、図書館や学校図書館によるおすすめ図書リストの配布、教員や子ども同士によるおすすめ本の紹介などにより、読書の楽しさを啓発します。

③全校一斉読書活動の推進

読書習慣形成のため、朝読書や読書週間などの全校一斉読書活動を実施して、読書時間を確保します。また、読書の感想を伝え合うなど、本を媒介とした他者とのコミュニケーションにより、子どもの視野を広げ、読書への興味を高める取組を実施します。

④支援を必要とする子どもの読書活動の推進

特別な支援を要する児童・生徒の特性や生活経験などを考慮した適切な図書を選定するとともに、ボランティアや教諭による読み聞かせなど、工夫した読書活動を充実させます。

⑤保護者への啓発

読書習慣形成の取組が家庭に繋がるよう、余暇の有効な利用やアウトメディア*の取組と絡めて保護者への啓発活動を行います。読書の大切さを説くだけでなく、図書館と協力して、図書館のイベントの周知やおすすめ図書の案内など、具体的な内容をお知らせすることで、効果的な啓発を図ります。

(2) 高等学校等における読書環境づくり

【これまでの取組・成果・課題】

市内の高等学校では、学校図書館の利用を促すために、図書館オリエンテーションの実施、新着情報による広報活動、学校行事や時事、季節に合わせた展示や生徒の興味・関心に応じたコーナーの設置に取り組んでいます。

また、図書委員会では図書館だよりの作成、展示やポップ*作りにも取り組み、生徒との共同作業で利用促進を図ってきました。広報誌や展示でのおすすめ本の紹介は、読書に親しむきっかけとなっています。

読書時間を確保することが課題となっていますが、読書を通して自分の将来や社会との関わりを考えることができる時期です。読書は、生き方などを先人から学んだり、心の支えになったりすることに気付かせることが重要です。生徒の活用率が高い「進路に関する本」の充実を一層図りながら、より多くの生徒を学校図書館に行きたいという気持ちにさせられるような働きかけが求められます。

今後は、学校図書館の特性を活かし、授業との連携を模索するとともに、調べ学習や情報収集ができる場として、資料の使い方の指導・支援を積極的に行います。豊富かつ最新の資料、幅広いジャンルの資料を整備するのはもちろんのこと、レフ

ァレンスサービスの充実に取り組むことにより、生徒が図書館資料を活発に活用することが期待できます。

また、図書館でのインターンシップ*や、おはなし会のボランティアとして参加するなど、学校の外に出て、本と出会う機会をつくることも大切なことです。社会生活の中で、本との関わりを深められるような読書活動を推進する必要があります。

【第2次計画での取組】

①学校図書館の環境整備

生徒の個性や自主的な読書を尊重し、多くの資料の中から目的や興味に応じた魅力的な本に出会えるよう資料を充実させ、コーナーづくりやテーマ展示などの環境整備に努めます。

②レファレンスサービスの充実

各教科等の学習や様々な読書活動ができるよう学習支援体制を整えます。課題解決のために必要となる参考資料の充実を図り、司書が専門知識を活かした情報提供を行い、レファレンスサービスの充実に努めます。また、社会生活に活用することができる情報を使う力が育つように、意識づけを行っていきます。

③広報活動の充実

生徒との共同作業により、魅力ある図書館だよりや新着情報の提供を行うとともに、読書活動の意義や重要性を普及啓発していきます。

積極的におすすめ本のポップやテーマ別のブックリスト*を作成・配布し、情報発信を行います。



学校派遣司書活動

5 市立図書館における読書環境づくり

【これまでの取組・成果・課題】

(1) 図書資料の整備・充実

五泉市では児童サービスに力を入れており、資料全体の購入費の3割を費やし、児童・ティーンズ*向け資料の充実に努めてきました。子どものニーズを把握しながら発達段階に合わせた選書を行い、平成28年度は約1,800冊を購入しました。

年齢に応じたおすすめ本のブックリストやむかしばなしのリストなど9種類の基本となるブックリスト（本とともにだち）を作成しました。

また、子どもに読書の楽しさが伝わるような資料を収集するとともに、季節などに合わせたテーマコーナーの設置や、中高校生に興味を持ってもらえるよう、学習室等にティーンズ本の表紙コピーを掲示し、コーナーに本を展示するなど子どもと本の出会いを広げる工夫をしてきました。

(2) 学校または学校図書館との連携

学校で行っている出前おはなし会は、年々回数が増え、平成28年度は市内9校すべての小学校で行っています。

学校派遣司書事業の充実（平成29年度 小学校2名 中学校1名）を図ることにより、学校への団体貸出が増加しています。「子どもが居るところに本を運ぶ」という考えのもと、平成26年度より、100冊文庫*を市内すべての小中学校に巡回貸出をしています。学校図書館の蔵書とは少し違う種類の本に触れてもらうことにより、子どもの読書の幅を広げるとともに、図書館に興味を持ってもらうことができました。

また、図書館見学・職場体験については、小中学生だけでなく、特別支援学校生や高等学校生も受け入れ、取組の充実に努めました。

これらの取組により、図書館の児童書の貸出冊数が少しずつ回復し、平成29年10月末までの児童書の個人貸出冊数は、前年同時期と比較すると319冊増加しています。

図書館と学校図書館との連携については、共通の目的意識を持って進めるため、平成28年度から関係者の研修会を開催しています。その成果として、中学校の図書委員が勧める図書を図書館で展示しました。市民の方には大変好評でした。

今後は、子どもの多様なニーズに応えるための資料を一層整備し、生活を潤したり、学習活動を支えたりする資料を充実させるとともに、各年齢に応じて、趣向を凝らしたリストを作成し、利用の促進を図っていきたいと考えています。

(3) 読書ボランティアの養成と連携

読書ボランティアグループ3団体の協力を得て、毎月定例で6回のおはなし会を行っているほか、年に6回の特別版おはなし会を実施しています。しかし、定例のおはなし会の参加人数は減少傾向にあります。保育園・幼稚園、学校等と連携して、おたよりなどで働きかけを強化する必要があります。

ボランティアのスキルアップのための講習会（年3回）や初心者のための養成講座（年5回）を開催していますが、今後は、ボランティアの募集にも取り組んでいきたいと考えています。また、読書ボランティア登録制度を設けて、より活発な活動ができるように取り組みました。

おはなし会等を継続していく上で、家庭や子どもの生活環境の変化、価値観の多様化にどのように対応していくかが、これからの課題となっています。今後もボランティアと連携を密にし、活動の支援を続ける必要があります。

(4) その他

○ブックスタート事業では、絵本の読み聞かせを実施するとともに、絵本を活用した親子のコミュニケーションの大切さ、取り方など、さまざまな情報発信を行いました。

○作成したおすすめブックリストを学校等には配布できましたが、児童・生徒1人1人に手渡すことができなかつたので、時期を選んで、学校を通して配布していく必要性を痛感しています。

○ティーンズ向けのサービスの展開に苦慮しているところですが、さまざまな分野の資料の充実を図るとともに、利用しやすい専用スペースやコーナーづくりに取り組む必要があると考えています。

○いろいろな催しものについての家庭や子どもへの発信力不足を反省し、今後の広報活動の工夫と充実を図りたいと考えています。

【第2次計画での取組】

①児童・ティーンズ向けサービスの充実

ティーンズ向けイベントを実施し、読書の魅力を発信するとともに、図書館での本の見つけ方、調べ方を紹介できるようなパスファインダー*の作成に取り組み、児童・ティーンズ向けサービスの充実を図ります。

また、読書には、「楽しみ読み」「調べ読み」「考え読み」などがあることを知ってもらい、『豊かな人間性』『情報を使う力』を育て、**生きる力**につながるような読書活動を推進します。

②普及啓発、広報活動の充実

魅力ある本を広くPRするため、おすすめブックリストの作成にさらに力を入れて取り組みます。メールを活用して、ブックリストや催しもの等の図書館のサービ

ス情報を、学校等関連機関に発信します。

また、図書館新聞の作成・フェイスブック*による情報発信などを検討し、普及啓発、広報活動の充実を図ります。

③学校等関係機関との連携の強化

学校・寺子屋・学童クラブ等への団体貸出の促進や100冊文庫の充実を図るとともに、学校派遣司書事業・出前おはなし会を拡充強化し、継続して実施します。

図書館見学・職場体験の受け入れなどの有効化に向けて、学校等関係機関との連携の強化に努めます。

④支援を必要とする子どもの読書活動の推進

支援学級や支援学校、関連施設への図書館出前サービスをはじめ、支援を必要とする子どもの読書活動を推進していきます。

⑤利用しやすい環境づくり

ティーンズ専用のスペースやコーナーづくり、書架などの配置や表示をわかり易く工夫して、利用しやすい図書館の環境を整えます。



ティーンズコーナー



ボランティア講習会

6 各年齢層に沿った読書環境づくりと取組の目安

項目	年齢	本と出会う	本と仲よくなる	本の世界を楽しもう	本を進んで読もう	本から学ぼう	本を読んで考えよう	
		0歳～3歳頃	3歳～6歳頃	7歳	～	12歳	13歳～15歳	16歳～18歳
		保育園	保育園・幼稚園	小学校低学年	小学校中学年	小学校高学年	中学生	高校生
成長段階における読書の意義		<p>乳幼児期での本の読み聞かせや語りかけは、聞く力や集中力を養うだけではなく、周りの人との心のふれあいにより、心の安定につながっていきます。自我が芽生える3歳頃には理解力も増してくるので、本とのふれあいが、健やかな成長を助けてくれると考えます。</p> <p>また、保育園、幼稚園に入ると、様々なことを学びはじめ、集団での読み聞かせも経験します。お話の内容がよく理解できるようになるため、昔話などの少し長めのお話も楽しめるようになってきます。</p>		<p>小学校の6年間(7歳～12歳)は、読書の習慣を築く大切な時期です。この6年間に、子どもの読書のしかたは大きく変わります。「大人に読んでもらう(一緒に読む)」から「一人で主体的に読む」へ、移行していきます。</p> <p>また、学校図書館や図書館で、たくさんの本と出会い、自分の興味のある分野の本を選び、読書の幅を広げていく大切な時期になります。</p> <p>学校や家庭が適切・効果的に関わり、子どもの読書意欲をサポートしていく必要があります。</p>			<p>多様なものに興味を持ち、行動範囲も広がり想像力や判断力などが著しく磨かれ、心身ともにさらに成長する大切な時期です。</p> <p>勉強やクラブ活動、趣味などで読書にかけられる時間が少なくなる傾向にありますが、学校での朝の読書活動の取組などで本とのふれあいは可能です。</p> <p>この頃は、子どもの個性や自主的な読書を尊重しながら、目的や興味に応じた魅力的な本に出会えるよう、読書環境を整えることが必要です。</p> <p>また、友だちや先生、身近な大人たちのおすすめの本を知り、本と人間との関係にも思いを巡らしながら本を読む楽しさも体験することが大切です。</p>	
望まれる環境整備	<p>① 親子での取り組みが大切。絵本などを媒体にして、お話や声かけをたくさんしてあげる。(リズムカルな言葉で、身近なものを題材にした絵本が好ましい。)</p>	<p>① 本の中には、楽しいことが詰まっているということを、子どもに伝える。(絵と文章が一体となったものが良い絵本)</p> <p>本を媒体にしてコミュニケーションをとることができ、理解力、集中力がつく。</p>	<p>① 図書館、学童クラブ、寺子屋教室などで実施されている「おはなし会」に参加する。</p> <p>集団での「おはなし会」に慣れていき、長めのおはなしも聞けるようになる。</p>	<p>① 読書からはなれやすい時期なので、授業や行事などと関連させながら、子どもが本を読みたくなるような働きかけを行う。</p>	<p>① この年代の読書は、自我や感情にこだわる時期であり、広い世界への旅立ちの準備期間になることから、純文学、哲学書などにも興味を向くようにする。</p> <p>遊びとは異なった視点から、真剣に、本格的な読み方が出来るようになる。</p>	<p>① 豊富かつ最新の資料、幅広いジャンルの多くの図書を整備する。</p> <p>各教科等の学習や様々な読書活動ができ、生徒が自主的に図書館に足を運ぶようになる。</p>		
その効果	<p>大人の言葉に耳をすませることができるようになり、聞く力が育つ。</p>	<p>② お話を楽しめるようになったら、ストーリーのあるものを読んであげる。(昔話が最適)</p> <p>子どもは想像力をはたかせ、疑似体験をすることで、本の世界を体験することができるので、感性、想像力が豊かになる。</p>	<p>② 自分で本が読めるようになってくるので、身近にたくさんの種類の本がある環境を作ってあげる。</p> <p>自分の読みたい本を、選べるようになる。</p> <p>③ 学校での読書指導が段階的に行われ、多くの本と出会う時期なので、読書することは楽しいということを学び、家庭での読書を楽しむことができる。</p> <p>読書習慣が身につく。</p>	<p>子どもたちが、幅広い分野の中から、興味のある本を選べるようになる。(目的にあった本を選ぶ力がつく。)</p>	<p>② 楽しむための読書だけでなく、調べ読みや考え読みなどにも興味を持つようにすると良い。</p> <p>学習や社会生活に活用することができる情報を使う力が育つ。身近な人と読書体験を交流することで、読書で人間関係を深める。</p>			
具体的方法	<ul style="list-style-type: none"> 絵本の読み聞かせ 声かけ スキンシップあそび 	<p>① ・読み聞かせ ・うたあそび ・紙しばい</p> <p>・手あそび ・わらべうた</p> <p>② ・クイズ ・人形劇 ・ストーリーテリング</p> <p>・しかけ絵本 ・おはなし会</p>	<ul style="list-style-type: none"> 読み聞かせ 読書相談(良書の紹介) ブックリスト等の配付 朝の読書活動 アニメーション* 	<ul style="list-style-type: none"> ブックトーク* ストーリーテリング* 本を活用した学習 保護者への意識啓発 	<ul style="list-style-type: none"> ブックトーク 朝の読書活動 ブックリスト等の配付 読書相談 本を活用した学習 保護者への意識啓発 	<ul style="list-style-type: none"> 図書館オリエンテーション 朝の読書活動 学習支援 テーマ展示 新着情報など広報活動 授業との連携 レファレンスサービスの充実 ビブリオバトル* 		

第2次 五泉市子ども読書活動推進計画の体系

計画の基本方針



【方 策】

【主な取組】

1. 家庭における読書環境づくり



- ①「家読(うちどく)の日」の設定
- ②「おはなし会」への参加
- ③読書相談サービスの充実

2. 地域における読書環境づくり

- ・子育て支援事業を通して
- ・学童クラブ事業を通して
- ・寺子屋事業を通して
- ・家庭教育推進事業を通して



- ①子ども育児相談・セミナー等での啓発
- ②「おはなし会」への参加
- ③団体貸出利用の促進
- ④読書ボランティア研修の参加推奨
- ⑤家庭教育学級での読書活動への啓発

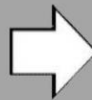
3. 保育園・幼稚園における読書環境づくり



- ①図書コーナーの充実
- ②読み聞かせの実施
- ③団体貸出利用の促進
- ④園だより等での広報活動の充実

4. 学校における読書環境づくり

(1)小・中学校における読書環境づくり



- ①学校図書館の環境整備
- ②読み聞かせの実施
- ③全校一斉読書活動の推進
- ④支援を必要とする子どもの読書活動の推進
- ⑤保護者への啓発

(2)高等学校における読書環境づくり



- ①学校図書館の環境整備
- ②レファレンスサービスの充実
- ③広報活動の充実

5. 図書館における読書環境づくり



- ①児童・ティーンズ向けサービスの充実
- ②広報活動の充実
- ③学校等関係機関との連携の強化
- ④支援を必要とする子どもの読書活動の推進
- ⑤利用しやすい環境づくり

第3章 数値目標

本計画の推進に当たり、子どもの読書活動が効果的に推進されているかを客観的に測るため、次のとおり指標を設定します。

	目標指標	単位	2016年度 (平成28年度) 現状値	2024年度 目標値	指標の説明等
1	18歳までの市民1人当たりの図書等貸出点数	点	4.0	4.5	子どもの図書館利用の増加を図ることを目標に設定
2	18歳までの図書利用カード登録率	%	44.3	50.0	子どもが図書館をどの程度活用しているかを測るもの
3	団体貸出冊数（保育園・幼稚園・学校等）	冊	6,923	7,500	本との出会いの機会や環境整備の充実のため、この制度がどの程度活用されているかを測るもの
4	それぞれの学齢で設定した「普段1日の読書時間」の達成率		2015年度 (平成27年度) 現状値	※普段1日の読書時間とは、園や学校の一斉読書活動を除く平日の読書時間をいう。	
	読書時間が10分以上の保育園・幼稚園児	%	77.0	80.0	計画全体の取組の効果を測るもの。子どもの読書率の向上を目標に設定。 *アンケート全体の中で占める割合
	読書時間が30分以上の小学校1年～3年生	%	20.5	25.0	
	読書時間が30分以上の小学校4年～6年生	%	37.5	40.0	
	読書時間が30分以上の中学校1年～3年生	%	30.2	33.0	

用語説明

用語については、50音順です。

- * アウトメディア … 1日の電子メディアに接触・利用する時間を決め、コントロールすることで、メディアとの関わり方を改めて見直す機会とし、生活リズムの乱れを改善するとともに、家族との触れ合いの時間をもつことを目的としている。
- * 朝読書 … 朝の始業時前の短い時間を利用して、一斉に読書に取り組む活動。読書習慣の形成のほかに、授業に落ち着いて入ることができるという効果が出ている。
- * アニマシオン … 本が読めない子、本に背を向けた子どもを読書に誘うためにクイズ形式を取り入れて読書に親しませる方法。
- * インターンシップ … 学生に就業体験の機会を提供する制度。実際に企業に赴かせ、一定期間、職場体験をさせる。
- * 家読（うちどく） … 家族みんなで本を読み、語り合う新しい読書スタイルとして提唱されている取組みで、「家庭（うち）での読書」の意味。
- * おすすめ図書リスト・ブックリスト … 読書を薦めたり本を紹介したりするために、図書館等で厳選して、年代別・項目別等に分けて作成する本の目録。
- * おはなし会・出前おはなし会 … 子どもに本の楽しさを伝えるために、絵本の読み聞かせや紙芝居、ストーリーテリング、手遊びなどを行う会。出前は、図書館関係者が出向いて行うおはなし会等。
- * 学童クラブ … 小学校低学年の児童が保護者の就労等により昼間家庭にいられない場合、保護者に代わって学童クラブにおいて生活の場を確保し、保育を行うことで、心身の健全な育成を図ることを目的としている。
- * 学校派遣司書 … 市立図書館から市内の小中学校に司書を派遣して、子どもに「読み聞かせ」「ブックトーク」などを行うことで本の楽しさや面白さを伝え、子どもと本の橋渡しをする人。
- * 家庭教育学級 … 市内の保育園・幼稚園・小中学校の家庭教育学級長に委託し、家庭において望ましい親になるよう学習することを目的としている。
- * 子育て支援センター … 日頃の子育ての心配ごとや悩みについての相談、保護者たちの交流の場、親子で自由に過ごせる場として、子育てに役立つ情報の収集と提供を目的として開設。
- * 子ども読書の日 … 4月23日。平成13年12月12日に施行された子どもの読書活動の推進に関する法律の中で、子どもの読書活動についての関心と理解を深め、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めることを目的に制定された。
- * ストーリーテリング … 話し手が物語（昔話や民話など）を覚えて、聞き手に対して語ること。
- * 団体貸出 … 市内の各種団体の図書利用希望者が3名以上の団体に対して、1か月間100冊を上限に図書資料を貸し出す制度。

- * ティーンズ … 日本では、概ね思春期の 10 代の若者としてとらえられている。
- * 読書ボランティア登録制度 … 市内で読み聞かせ等子どもと本に関するボランティア活動をしている個人から、市立図書館に読書ボランティアの登録をしてもらい、読み聞かせ等を希望する団体等と登録者を結びつける制度。人材の有効活用と子どもの読書環境をより豊かにすることを目的としている。
- * パスファインダー … 特定のテーマに関する文献、情報の探し方・調べ方の案内。
- * ビブリオバトル … 知的書評合戦。本の紹介を中心としたコミュニケーションゲーム。発表参加者が読んで面白いと思った本を持って集まり、1 人 5 分間で紹介をし、その後ディスカッションを行う。すべての発表の後、どの本が一番読みたくなったか投票を行い、「チャンプ本」を決める。
- * 100 冊文庫 … 図書館資料を 100 冊 1 セットとして、市内の小中学校へ 3 か月間、巡回団体貸出するサービス。
- * フェイスブック … アメリカのソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）のひとつ。インターネットを使って多くの人たちとつながりを持ちながらコミュニケーションをとることのできるサービス。
- * ブックスタート事業 … 地域で生まれたすべての赤ちゃんと保護者に、読み聞かせの大切さや楽しさを伝えながら本を手渡す運動。五泉市では、平成 18 年から 10 か月児健診時に手渡している。
- * ブックトーク … ひとつのテーマに添って、ジャンルの異なる数冊の本を選んで、いろいろな角度から紹介し、本の楽しさを知ってもらうこと。
- * ポップ … 本を読みたい気持ちにさせる文章やイラスト。
- * レファレンスサービス … 図書館利用者が学習・研究・調査を目的として必要な情報・資料などを求めた際に、図書館員が必要とされる資料を検索・提供・回答する業務のこと。

参考資料

○ 子どもの読書活動の推進に関する法律

(平成13年12月12日 法律第154号)

(目的)

第一条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

(基本理念)

第二条 子ども（おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

(国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の努力)

第五条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

(保護者の役割)

第六条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に

積極的な役割を果たすものとする。

(関係機関等との連携強化)

第七条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子ども読書活動推進基本計画)

第八条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

- 2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。
- 3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第九条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

- 2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。
- 3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。
- 4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

(子ども読書の日)

第十条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子ど

もが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

- 2 子ども読書の日は、四月二十三日とする。
- 3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(財政上の措置等)

第十一条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

○ 衆議院文部科学委員会における附帯決議

政府は、本法施行に当たり、次の事項について配慮すべきである。

- 一 本法は、子どもの自主的な読書活動が推進されるよう必要な施策を講じて環境を整備していくものであり、行政が不当に干渉することのないようにすること。
- 二 民意を反映し、子ども読書活動推進基本計画を速やかに策定し、子どもの読書活動の推進に関する施策の確立とその具体化に努めること。
- 三 子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において、本と親しみ、本を楽しむことができる環境づくりのため、学校図書館、公共図書館等の整備充実に努めること。
- 四 学校図書館、公共図書館等が図書を購入するに当たっては、その自主性を尊重すること。
- 五 子どもの健やかな成長に資する書籍等については、事業者がそれぞれの自主的判断に基づき提供に努めるようにすること。
- 六 国及び地方公共団体を実施する子ども読書の日趣旨にふさわしい事業への子どもの参加については、その自主性を尊重すること。

○ 文字・活字文化振興法

(平成17年7月29日法律第91号)

(目的)

第一条 この法律は、文字・活字文化が、人類が長い歴史の中で蓄積してきた知識及び知恵の継承及び向上、豊かな人間性の涵養並びに健全な民主主義の発達に欠くことのできないものであることにかんがみ、文字・活字文化の振興に関する基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、文字・活字文化の振興に関する必要な事項を定めることにより、我が国における文字・活字文化の振興に関する施策の総合的な推進を図り、もって知的で心豊かな国民生活及び活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「文字・活字文化」とは、活字その他の文字を用いて表現されたもの（以下この条において「文章」という。）を読み、及び書くことを中心として行われる精神的な活動、出版活動その他の文章を人に提供するための活動並びに出版物その他のこれらの活動の文化的所産をいう。

(基本理念)

第三条 文字・活字文化の振興に関する施策の推進は、すべての国民が、その自主性を尊重されつつ、生涯にわたり、地域、学校、家庭その他の様々な場において、居住する地域、身体的な条件その他の要因にかかわらず、等しく豊かな文字・活字文化の恵沢を享受できる環境を整備することを旨として、行われなければならない。

- 2 文字・活字文化の振興に当たっては、国語が日本文化の基盤であることに十分配慮されなければならない。
- 3 学校教育においては、すべての国民が文字・活字文化の恵沢を享受することができるようにするため、その教育の課程の全体を通じて、読む力及び書く力並びにこれらの力を基礎とする言語に関する能力（以下「言語力」という。）の涵養に十分配慮されなければならない。

(国の責務)

第四条 国は、前条の基本理念（次条において「基本理念」という。）にのっとり、文字・活字文化の振興に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、文字・活字文化の振興に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(関係機関等との連携強化)

第六条 国及び地方公共団体は、文字・活字文化の振興に関する施策が円滑に実施されるよう、図書館、教育機関その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(地域における文字・活字文化の振興)

第七条 市町村は、図書館奉仕に対する住民の需要に適切に対応できるようにするため、必要な数の公立図書館を設置し、及び適切に配置するよう努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、公立図書館が住民に対して適切な図書館奉仕を提供することができるよう、司書の充実等の人的体制の整備、図書館資料の充実、情報化の推進等の物的条件の整備その他の公立図書館の運営の改善及び向上のために必要な施策を講ずるものとする。

3 国及び地方公共団体は、大学その他の教育機関が行う図書館の一般公衆への開放、文字・活字文化に係る公開講座の開設その他の地域における文字・活字文化の振興に貢献する活動を促進するため、必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

4 前三項に定めるもののほか、国及び地方公共団体は、地域における文字・活字文化の振興を図るため、文字・活字文化の振興に資する活動を行う民間団体の支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(学校教育における言語力の涵養)

第八条 国及び地方公共団体は、学校教育において言語力の涵養が十分に図られるよう、効果的な手法の普及その他の教育方法の改善のために必要な施策を講ずるとともに、教育職員の養成及び研修の内容の充実その他のその資質の向上のために必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、学校教育における言語力の涵養に資する環境の整備充実を図るため、司書教諭及び学校図書館に関する業務を担当するその他の職員の充実等の人的体制の整備、学校図書館の図書館資料の充実及び情報化の推進等の物的条件の整備等に関し必要な施策を講ずるものとする。

(文字・活字文化の国際交流)

第九条 国は、できる限り多様な国の文字・活字文化が国民に提供されるようにするとともに我が国の文字・活字文化の海外への発信を促進するため、我が国においてその文化が広く知られていない外国の出版物の日本語への翻訳の支援、日本語の出版物の外国語への翻訳の支援その他の文字・活字文化の国際交流を促進するために必要な施策を講ずるものとする。

(学術的出版物の普及)

第十条 国は、学術的出版物の普及が一般に困難であることにかんがみ、学術研究の成果についての出版の支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(文字・活字文化の日)

第十一条 国民の間に広く文字・活字文化についての関心と理解を深めるようにするため、文字・活字文化の日を設ける。

2 文字・活字文化の日は、十月二十七日とする。

3 国及び地方公共団体は、文字・活字文化の日には、その趣旨にふさわしい行事が実施されるよう努めるものとする。

(財政上の措置等)

第十二条 国及び地方公共団体は、文字・活字文化の振興に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

五泉市子ども読書活動推進計画策定委員会設置要綱

平成29年4月27日
教育委員会告示第5号

(趣旨)

第1条 五泉市子ども読書活動推進計画（以下「読書活動推進計画」という。）の策定について必要な事項を検討するため、五泉市子ども読書活動推進計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 策定委員会は、子どもの読書活動の推進に関する調査・研究を行い、五泉市子ども読書活動推進計画を策定する。

(組織)

第3条 策定委員会は、委員10名以内で組織する。

2 委員は次に掲げる者の中から教育委員会が委嘱する。

- (1) 図書館協議会委員
- (2) 学校図書担当教諭
- (3) 保育園関係者
- (4) 保護者代表
- (5) 読書活動団体関係者
- (6) 行政関係職員

(任期)

第4条 委員の任期は、教育委員会の委嘱を受けた日から読書活動推進計画の策定が完了するまでとする。ただし、任期中に委員が交代するときは、後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長等)

第5条 策定委員会に委員長及び副委員長を置き、それぞれ委員の互選により選出する。

2 委員長は、会務を総括する。

3 副委員長は、委員長の職務を補佐し、委員長に事故あるときは、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 策定委員会の会議は（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴くことができる。

(作業部会)

第7条 策定委員会の円滑な運営のため、策定委員会に作業部会を置くことができる。

(事務局)

第8条 策定委員会の事務を処理するため、事務局を五泉市立図書館に置く。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、策定委員会に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

五泉市子ども読書活動推進計画策定委員会委員名簿

【敬称略】

No.	氏名	所属・職名	区分
1	◎佐藤 キヨイ	五泉市立図書館協議会副委員長	図書館協議会委員
2	○阿部 玲子	五泉小学校教諭	学校図書担当教諭
3	松本 俊輔	五泉高等学校教諭	学校図書担当教諭
4	中山 美江	総合保育園主任保育士	保育園関係者
5	齋藤 研	五泉市小中学校 PTA 連絡協議会会長	保護者代表
6	石本 葉子	あじさいの会事務局	読書活動団体関係者
7	小林 基子	こども課保健師	行政関係職員
8	杵淵 香奈恵	学校教育課係長	行政関係職員
9	内川 美佐子	生涯学習課係長	行政関係職員

◎は委員長、○は副委員長


任期：平成 29 年 5 月 26 日から平成 30 年 3 月 31 日まで

策定にあたり支援をいただいた方

◇宮下 壽雄 様 新潟市中央図書館協議会 会長

五泉市内読書ボランティア活動状況

団体名	会員数	活動年数	活動内容	活動場所	活動対象	活動日
たんぽぽ	7人	19年 (合併前含む)	絵本の読み聞かせ ブックトーク ストーリーテリング	五泉市立図書館	親子（幼児・小学生）	月2回
				市内小学校 (五泉地域)	全学年	読書月間
			ブックスタート	保健センター	10ヶ月児と保護者	月1回
おはなしどりいむ	10人	12年 (合併前含む)	絵本の読み聞かせ ブックトーク ストーリーテリング	五泉市立図書館	親子（幼児・小学生）	月2回
				市内小学校 (五泉地域)	全学年	読書月間 昼休み
			ブックスタート	保健センター	10ヶ月児と保護者	月1回
あじさいの会	10人	32年 (合併前含む)	絵本の読み聞かせ ストーリーテリング	村松図書館	親子（幼児・小学生）	月2回
				市内小学校 (村松地域)	全学年	読書月間 朝読書
			ブックスタート	村松 保健センター	10ヶ月児と保護者	月1回



第2次五泉市子ども読書活動推進計画

(2018 ～ 2024年度)

平成30年3月発行

編集・発行

五泉市教育委員会
(五泉市立図書館)

〒959-1864

五泉市郷屋川1丁目1番8号

TEL(0250)43-3110

FAX(0250)43-4243

Eメール

lib-gosen@galaxy.ocn.ne.jp



五泉市



**毎月23日は
『ごせん家読(うちどく)の日』**